

令和 4 年度 第 4 回
愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和 4 年 7 月 25 日(月) 午後 4 時 00 分～午後 4 時 30 分						
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室						
出席委員 13 名	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	
	1	和喜田 重則	出	8	欠番	—	
	2	孝野 覚也	出	9	河野 仁	出	
	3	西本 繁夫	出	10	尾崎 春夫	出	
	欠席委員 0 名	4	中川 里美	出	11	田中 定嘉	出
		5	西口 孝	出	12	山田 聡	出
		6	太田 憲男	出	13	谷口 八千代	出
7		山口 深	出	14	浜田 暁	出	
議事録署名人	2	孝野 覚也		3	西本 繁夫		
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 3 名 事務局職員 2 名	職名	氏名		職名	氏名		
	推進委員	尾崎 光由		推進委員	吉見 克巳		
	推進委員	山本 哲也					
	事務局長	吉村 克己		課長補佐	尾川 勝彦		
会議の内容	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見に ついて 議案第 3 号 農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)						

令和 4 年度第 4 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	<p>只今から令和 4 年度愛南町農業委員会第 4 回定例総会を開会致します。</p>
議長(会長)	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は 13 名中 13 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 2 番、孝野 覚也委員と 3 番、西本 繁夫委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第三、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。</p> <p>受付番号 5 番、御荘菊川の 2 筆、地目・面積は田・174 m²、畑・512 m²で 3 条有償移転でございます。経営面積は 23.5a でございます。</p> <p>受付番号 6 番、城辺甲の 2 筆、地目・面積は田・333 m²で 3 条有償移転でございます。経営面積は 296.9a でございます。</p> <p>受付番号 7 番、増田の 3 筆、地目・面積は田・1,775 m²で 3 条地上権でございます。</p> <p>本申請は営農型太陽光発電事業に関する案件で、平成 30 年 12 月の定例会で 20 年間の 3 条使用貸借の許可を受けました農地の地上部分に、ソーラーパネルを設置することについての申請でございます。また、後ほどご説明いたします 5 条の一時転用許可申請に伴うもので、本年 9 月で 3 年の許可期間が経過することから、再度 3 年間の許可申請を行うものでございます。なお、本案は、5 条の一時転用許可と同じ期間にする必要がありますので、本案が可決された場合は、5 条の一時転用が許可された日と同日で許可書を発行いたします。</p> <p>以上 3 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現</p>

	<p>地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと思います。5 番お願い致します。</p>
委員	<p>申請地は、集会所から、それぞれ北西に約 300m、約 250mのところの位置しております。いずれも耕作地です。譲受人が農地拡大のために、所有者から購入するもので、3 条要件を満たしていると思われます。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>6 番は西本委員が議案関係者ですので退室をお願い致します。</p> <p>(西本委員 退室)</p>
議長(会長)	<p>6 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、中学校のプールの横の田です。譲渡人は埼玉県にお住まいで、譲受人の父の代から作っていました。現在も作っています。譲渡人は、こちらにいないので譲渡したいということで、申請になりました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>

委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。
	(西本委員 入室)
議長(会長)	7番お願い致します。
委員	場所は、中屋という地区です。過去に承認を受けた場所で、太陽光も櫛も順調よくきていると思います。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	地元委員さんどうでしょうか。
委員	ここは、はじめから順調に育っていて、管理もされています。
議長(会長)	ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。
	次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。
	受付番号9番、増田の3筆、地目・面積は田・1,775㎡の内0.251㎡でございます。転用目的は営農型太陽光発電設備でございます。
	先ほども3条地上権の案件でご説明をいたしました。本申請は、平成30

	<p>年 12 月の定例会で 3 条使用貸借の許可を受けました営農型太陽光発電事業に関する案件でございます。なお、本申請は、農地の一部に、ソーラーパネルを設置する際に必要な支柱や電柱等の設備を設置することについての一時転用申請ですが、本年 9 月で 3 年の許可期間が経過することから、再度 3 年間の一時転用許可申請を行うものでございます。</p> <p>また、農地の区分は、農用地域内にある農地で、農振農用地と判断されますが、農林水産省農村振興局長通知の「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」により、営農型発電設備に係る一時転用の場合は、農振農用地が含まれていても、許可の対象として可否を判断するものとされておりますので、許可は可能と思われま</p> <p>す。</p> <p>以上 1 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。9 番お願い致します。</p>
委員	<p>先ほどの 3 条の説明と同じです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 3 号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致</p>

	<p>します。</p> <p>受付番号 92 番は再設定で、増田、地目・面積は田・1,407 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 6 年でございます。</p> <p>受付番号 93 番は再設定で、満倉、地目・面積は畑・16,783 m²のうち 13,453 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 94 番は再設定で、満倉、地目・面積は畑・16,783 m²のうち 3,330 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 95 番は新規で、御荘菊川の 8 筆、地目・面積は田・9,543、畑・472 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 96 番は新規で、御荘菊川、地目・面積は田・1,464 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 97 番は新規で、御荘菊川、地目・面積は田・2,422 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 98 番は新規で、御荘菊川、地目・面積は田・1,354 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 99 番は新規で、御荘菊川、地目・面積は田・2,216 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 100 番は新規で、御荘菊川の 2 筆、地目・面積は田・3,351 m²、畑・1,085 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 101 番は新規で、小山、地目・面積は田・1,584 m²、使用貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 102 番は新規で、御荘菊川の 5 筆、地目・面積は田・5,133 m²、畑・4,298 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間 5 年でございます。</p> <p>受付番号 103 番は新規で、御荘和口の 2 筆、地目・面積は畑・4,368 m²、使用貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 104 番は新規で、満倉、地目・面積は畑・712 m²、使用貸借で生産物は果樹、期間は 20 年でございます。</p> <p>以上 13 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p> <p>議長(会長) 只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p> <p>委員 95 番から 100 番の借りる人は？</p>
--	--

委員	本人は久良に住っていますが、父親が菊川に住んでおられるので。
議長(会長)	ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。
議長(会長)	以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長 河野 仁

議事録署名人 孝野 寛也

議事録署名人 西本 繁夫